

## 平成19年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要（第2回）

### 第1 開催日時

平成19年7月4日（水）午後1時30分～午後4時

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室（3階）

### 第3 出席者

（委員）

板橋孝志，梅原清子，奥村申二，竹中ゆかり，中村昭子，船越保夫，古谷禎一，松原敏美，松本哲泓，松本直起，松本雅博，山崎徳子

（五十音順，敬称略）

（説明者及び事務局）

清井首席書記官，安部首席家裁調査官，澤原次席家裁調査官，木村事務局長，今井事務局次長，中野総務課長，安達総務課課長補佐

### 第4 議事（発言者 / 委員長， 委員， 説明者）

#### 1 開会のことば（総務課長）

#### 2 新委員の紹介

#### 3 委員長選出

互選により松本哲泓委員が委員長に選任された。

#### 4 委員長あいさつ

#### 5 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として中村委員が指名された。

#### 6 「活発な裁判所委員会」からの調査について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」から送付された「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」

については、回答することです承された。

## 7 意見交換等

テーマ「参与員制度の活用について（人事訴訟）」について

### (1) 参与員制度と参与員候補者の選任等について

清井首席書記官から、参与員制度と参与員候補者の選任等についての説明が行われた。

### (2) 人事訴訟手続における参与員について

中村委員から、人事訴訟手続における参与員の活用についての説明が行われた。

### (3) 参与員からの体験談

参与員3人から、それぞれ体験談が発表された。

### (4) 意見交換

利用する国民の側から見たとき、参与員制度について不安があるのかなのか、このようにした方が良いのではないかなどの御意見、先程の参与員の体験談の中で裁判官と意見が違ったりすることもあったという話もありましたが、これらについての感想などを伺いたいと思います。御自身、あるいは自分の親族が家庭の事件ということで裁判所に来ることになったときに、端的に言うと、参与員の方に加わってもらいたいかどうかというところから考えてもらうと、問題点が結構具体化してくるのではないかと思います。

私は、参与員をしておりまして、2度、事件にも関わりました。その中で、専門的な知識が必要なのかどうなのかというところが、最初に一番に考えたところですが、しかし、実際、裁判官と裁判の事前と事後にお話をさせていただいて、我々に求められているのは、本当に一般的な考え方、常識の部分なのかなというところを非常に感じております。

そして、裁判官から一方的に質問をされるというよりも、対話の中で意

見を述べさせていただいているという感じがありまして、その中の裁判官の御意見、考え方というのを聞いておりまして、一般的な考え方からそう大きく違う考え方をされることは、あまりないのかなというのが、実際に私が受け取った感覚です。もしも、一般的な常識の範疇で判断するならば裁判官の意見と非常に大きく違うところであれば、意見を話させてもらったらいいのかなというのを2回の中で感じ取りました。

また、裁判の中で、冒頭に我々参与員がこういう立場、理由で座っているという説明はなかったと思いますので、原告、被告双方とも、我々の立場とか、何のために座っているのかというのは、おそらくあまり理解はされていないのかなという気がしました。参与員としてこういう立場で座っているということを理解していただくのもいいのかなと感じております。

私は、弁護士として、原告、被告の代理人となって訴訟に参加をしているのですが、本人にすれば、裁判官の両側に座っている方が一体どんな人なのかということはずごく興味があるわけなんです。本人たちにすれば、調停が終わって訴訟まで来て、それで自分の言い分が正しいということを公正に判断してくれる最終の場所として裁判所というものにもものすごい信頼と期待をかけているわけです。だから、参与員の2人というのは一体どういう立場の人か、どのように選ばれるのか、どんな資格があるのかというのは、興味があるし、聞かれます。それで、あの人たちは一般人の方で選ばれて座っているのだけれども、それは、裁判官に意見を述べる立場で、一般の社会人としての目を裁判所に入れるために意見を述べるのであって、あくまでも裁判官が最終に判断してくれて判決をしてくれるんですよ、と言って安心するという図式です。

ですから、本当に裁判というものを自分でやっていって、それで、そこに期待をかけている当事者とすれば、自分を判断するというか、自分を裁く人というのが一体どういう人で、どういうことなのかというのは、もの

すごく真剣に聞いているのです。

そして、参与員が直接質問をすることについては、私は、かなり善し悪しだと思います。要するに、当事者が証人席に座って、原告代理人、被告代理人から質問されて、最終的に裁判官から補充質問をされると、実際、補充質問というのがものすごく当事者にとっては重いのです。一言聞かれることが、自分の有利・不利は別として、この方は今までの話を全部わかってきて、そういう質問をしてくれている、的確な質問をしてくれているというのが、裁判所というものに対する信頼をつなぎとめるものすごく大きな言葉なのです。

それが、例えば、参与員の方が思いつきで質問をされたとしたときに、はたして当事者である依頼者はどうとるだろうというのはすごく不安です。だから、本当に思いつきでどんどん質問してくださいということはなるべく言っていないと思います。むしろ、参与員が聞きたいことは裁判所のフィルターを通して聞いていただけたらと思っています。

参与員と当事者のプライバシーというものは、どのようになっているのでしょうか。

まず、参与員のプライバシーという意味では、基本的に、名前を公表したり、名簿を公表したりすることはありません。庁によっては判決の中に参与員の氏名を記載している場合もありますし、当庁では入っていないのですが、それは、庁の規模によっても違ってくると思います。そういう意味で、当事者の方は、参与員の名前も知らないということがあるかもしれません。

当事者のプライバシーについては、事案が離婚など家庭の問題ですから、プライバシーそのものなのです。参与員には、それを見聞きしていただいて判断していただくので、名前、職業、勤務先、そういったものが証拠で顕れていて、判断に必要な資料については、すべて見ていただいているこ

とになります。ただし、当然、守秘義務がありますので、それは、口外してはいけないということは了解されています。

また、参与員に事前に資料を送付して、参与員がその当事者を知っていることに気付いて辞退を申し出ることがあります。

それから、参与員が証人に質問する場合は、裁判官の許可を得てということになっているので、どういう質問をされるかというのはお話をさせていただくようにしています。私の場合は、直接、参与員から質問はしていただいているのですが、その点は、国民の司法参加の制度という点を重視していきまして、参加していただいて意見を述べてもらう以上は、責任を持って質問もしていただかないといけない。裁判所の立場で座っていて、裁判所の立場で発言することになるので、質問するときには、その点に注意して質問してもらうようお願いしていますが、実際には、どういう質問をされるのか聞いています。ただ、双方代理人の質問を聞かれた後に、こういうことを聞きたいんだけど、それをどう聞いていいかわからないということはあるようで、私の経験の範囲でも質問される参与員は非常に少ないです。

私が弁護士として立ち会った法廷でも、参与員から直接質問されたことがないので、存在そのものについての疑問というか、不安というか、そういうものを今申し上げただけなのです。もし、先程みたいな事態になると、それについての説明で大変な思いをしないといけない。司法に対する信頼をつなぎとめないといけないというのは、代理人の立場ではそうですから、そういうことにならないようにしていただきたいという願いです。

私は、参与員は良識のある方が責任感を持って関わっておられますので、おそらくそれはないと思いますね。むしろ、裁判員制度の方が私は不安です。

大体、裁判員がどうやって選ばれるのかとかというのは、国民周知の話ですよね。でも、参与員というのは、裁判に関わっていてもよくわからない人もいるぐらいで、選任手続が非常に不透明なところがあるのですね。それから、立場が非常に限定されているということに対する理解も欠けていると思います。

私も実は、新聞の世界にいながら、あまり参与員ということについてよく理解もしていなくて、今日、いろいろ興味深く話を聞かせていただいているわけですが、今、弁護士の先生もあまり御存じないという話を聞いてちょっと安心したのですが、当事者にしてみれば、当然、参与員ということを理解している方は、ほぼ皆無に近い状態だと思うし、その場所に来れば、当然、不安だと思います。このパンフレットを見せていただくと、「一般社会の良識などを踏まえた意見を述べるなどしています」という非常に抽象的な表現にとどめているのですけれども、この部分、つまり参与員の意見、先程所長が言われたように、いろんな意見があって当然なんだ、それが裁判官と同じ意見だとこれは意味もないしという話があって、なるほどなと思ったのですが、参与員がここで述べる意見というのはどういう位置づけになるのか、あるいは審理にどういう影響を与えるかという部分について、パンフレットを見ても全く記載がないし、その部分について、1つ線を引くのは非常に難しいかもしれないですが、ある程度、参与員の意見というのはこういう形で採用させていただく、あるいは、このあたりは採用しないとか、裁判所からもう少しわかるようにオープンにしていればよいと思います。参与員という制度を広く知ってもらうためには、どういう役割で、その意見がどういう部分で、審理に影響を与えるとは言いませんけれども、どういう位置づけなのか、その部分について、パンフレットについても、裁判所としてももう少し、我々が関心を持つような形の内容にしていただければと思います。

つまり、ここに「意見を述べるなどしています」という抽象的な表現だったら、我々が読んでも、そんなものなのかなというぐらいにしか思わないし、裁判所でも参与員という制度に非常に重きを置かれているというのは今お話を伺いしていてもわかるし、より充実したものにしたいというお気持ちもわかるとなれば、それは我々マスコミを使ってでも、もっと参与員制度について裁判所として明確な位置づけを示していただくと同時に、もっとPRしていただけたらと思います。

裁判官と参与員との話し合いを評議と呼びますが、多分、裁判官によってかなり千差万別な方法があるようです。私がこれまで経験した中で、他の裁判官が同じ部屋の中で評議をされたりするので、見聞きしていても、質疑応答のようになる方もおられれば、ずっと一緒にただしゃべっているだけの人もおられて、何かの結論を導き出すまでずっとされる方もおられれば、感想や考えを聞く中で、自分の意見に何か取り入れられているという評議をされる方もおられました。

実際、家事審判の中で、最近では、子供の監護に関する紛争などについて、虐待の酷さとかといったことについて、参与員の意見を聴くときがケースとしてあるのですが、感想でもいいのです。それから、考え、あるいは自分の体験、そういったものをいろんな経験の中から話をいただく中で裁判官が自分の判決を導く、裁判官の体験は乏しいですから、それ以外の裁判例でも生の体験が入っているわけじゃないので、そういう中に加えていただくという意味で意見を述べていただくという形です。

委員長から当事者の不安がないかという話から始まった議論だと思うのですが、私は当然不安はあるという中で、参与員の色の濃い、薄いという部分ということがあると思います。裁判ですから、裁判長、裁判官の裁量もあるし、それを一定にするというのは難しい。しかし、当然そこに加わる当事者の不安を取り除くためにはどうすればいいかという議論になった

場合には、ある程度それは濃淡はありますけども、1つの線をもう少し具体的に示すことによって、当事者の不安はある程度ぬぐえるのではないかなという意見なのです。

今、言われたのはこういうことだと思います。選任手続を透明性のあるものにする、透明性の最大のものは公募みたいな形ですということだろうと思うのですが、もし、そのように大きく間口を広げてしまうと、それは、選任手続そのものももっと明確にしないといけないし、参与員の方が参加していただいたときに、その人の位置づけももっと明確にしないといけない。そして、裁判の法廷における権限についてももっと明確にしないといけないし、裁判官との協議のあり方とか、どこまでどんなふうにするのかということオープンにしないと、公募とかそういう間口の広げ方というのは多分できないのではなからうか。だから、そのところが、「あらし」のパンフレットを見てもわからないということだと思います。

参与員制度については、気心の知れた調停委員とか、司法に関わったことのある経験者の方で、まずやってみましょうというところで、その中で、1つの何か方向性が見えたら、もっと明確に少しずつ制度というものを整備して行って、そして、徐々に、間口というか、公募の選任方法とかそういうものを広げていきたいと思いますというように、まだ本当に差しかったところ、そんな段階だと思います。

ですから、私は、急激にマスコミを使って公募しましょうとか、それはまだまだ、弁護士の立場からは、ちょっと待ってくださいという感じです。

今言われたように、当然、今の状況は途中かもしれないし、まだ手探りの状況というのはわかるけれども、最終的な目指す方向というくらいは示していただいたほうがわかりやすいと思います。

選任の透明化は必要であって、いろいろな団体から推薦していただき、面接をして参与員になってもらっていますが、勤務時間中に参加していた



だくので、サラリーマンではなく、自営の方でない若い方にはなってもらえないという現状があります。これに対する良いアイデアがなかなかありません。

単純な質問で恐縮なのですが、参与員というのは通例2名選任されるものなのでしょうか。もし、そうであればその理由とかを教えてくださいと思います。

通例2名で男女ということにしています。それは、基本的には離婚訴訟に参加していただくことをイメージしているので、男性と女性の両方からの意見をいただくということを趣旨にしています。

調停委員についても、男性と女性の委員です。当事者から見れば、男性だけ、あるいは女性だけなら不安があるだろうということで、そうしているのですが、実際には、女性の調停委員が女性に厳しかったりすることもあります。

参与員になってもらうのによいと思われる職業や選任方法について、アイデアはないでしょうか。選任方法を透明化するには、基本的には公募しないといけないが、ふるいにかけるときに、どういう基準を作るかが難しいというジレンマがあります。公募制まで行っている庁は認識していません。

参与員の選考委員会のメンバーが裁判所の方だけということであれば、選考委員のメンバーを民主化するということも考えられます。そういうことが可能であれば、それも透明性を確保する方法だと思います。

今、小学校、中学校で生徒が荒れている背景に家庭がどうなっているかというのがあって、1つのクラスに30人ほどいれば、3分の1ぐらいが両親がそろっていないといえますか、例えば離婚など、そういう背景が大きくあるんですね。子供たちをしっかりと見ている先生が親のことをうまく判断できる要素も多いのかなという感触を受けました。ただ、先生が参与

員になりやすい方法はないのかなと考えるのですが、なかなか難しいですね。

現状では68名の参与員がいるということですが、今、運用している中でこの人数は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

参与員数は、人事訴訟以外も含めてすべての家庭裁判所での参与員をお願いする方の人数なのですが、当庁として、今、人数が不足して具体的に指定ができないという実状にはありません。人事訴訟の参与員だけに限って言えば、やはり幅広い意見をとという意味では、年齢構成に難はあるかなと思いますが、人数的に不足して困っているということはないですし、あまり多いと、事件数が人訴で言えばこういう状況ですから、お願いはしたものの、1回も人訴に立ち会っていただかないという方も出てくることがあるので、人数的にはこの程度でいいかなとは思っています。

新しい人をどんどん見つけていかないといけない状況でも今はないのかなと思うのですが、ただ、司法委員とか調停委員を兼ねている方というのがかなり占めていると思うので、司法委員とか調停委員を兼ねている方は、外れてもらうというのは変な言い方ですけど、参与員のみ専門にされる方を増やしていく方向で考えられているということなのですか。新しい人を探さないといけないという話が、何かものすごい強い希望のように感じたのですけれども。

任期が先ほどご説明したとおり本来1年ですので、基本的にはいろんな方の意見をということになって、新しい人材という形を希望はするのですが。人数的にはともかく、同じ方に5年も6年もお願いするということの相当性があるかと思えますし、先ほどからの説明で、どうしても、調停委員、司法委員をしているところに偏りがちというところの難点で、そういった意味での新しい幅広い人材の採用といたしますか、そうしたことが必要だという認識なのです。

参与員制度がテーマですが、裁判の中に裁判官以外のそういう民間の方が関与するという制度というのは、今回、刑事事件に裁判員制度が採用されるように、これは国際的な傾向にあるのです。これは、アメリカの陪審制だけではなく、ヨーロッパの先進国の多くで参審制をとっています。それは、裁判というものをブラックボックスの中でやったのでは次第に信頼を失っていくだろうという将来を見通して、こういう制度を取り入れつつあるわけです。それは我が国も同じ状態で、この制度については、まだ十分ではなく、人材を確保する面、方向としては、それを充実していく方向にあるかと思うのです。それで、当事者にとっていい制度でなくてはならないわけで、安心して、この制度を理解してもらって、受け入れてもらう形で進める必要があるだろうと思っているわけです。

今日の御意見を参考にして、よりよい参与員制度に向けて努力していきたいと思っています。

本当に今日はいろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。

8 次回の委員会の開催日時について

次回の委員会の開催日時を平成20年2月6日(水)午後1時30分から午後4時までとすることが決定された。

9 次回の委員会の意見交換テーマについて

次回の意見交換テーマを「調停当事者から見た家庭裁判所の使い勝手(ソフト面、ハード面)」とすることが決定された。

10 退任予定の委員からのあいさつ

7月31日をもって退任する各委員からあいさつがされた。

11 閉会のあいさつ(松本哲泓委員長)

以上